

日本版 KABC-II 検査者・講師資格認定要件

1. 検査者・講師の資格認定の前提について

- 前提条件：日本 K-ABC アセスメント学会（以下、当学会とする）の会員であり、入会后、現年度までの学会費を納めた者。審査料は初級検査者1万円、中級検査者2万円、上級検査者3万円、講師4万円とし、それを納めた者。なお、審査で認定された後に、登録料1万円を支払うものとする。

2. 検査者の資格認定に関して

●初級検査者の条件

以下のすべての条件を満たす者。

- ① 当学会が主催する、または地域研究会が主催する初級（ベーシック）講習会を受講済みである者。
- ② 初級（ベーシック）講習会受講後、少なくとも3事例に対して実施の練習を行った者。
- ③ ②を実施後、臨床例3事例を実施した者。3事例の年齢帯は、「就学前児」「小学生」「中学生」「中学卒業以降」のいずれでもよい（3事例が同一の年齢帯でもよい）。
- ④ ③の3事例について、KABC-II 初級検査者実施方法チェックリスト・KABC-II 初級検査者記録用紙チェックリストに従ってセルフチェックを行い、セルフチェック後、各チェックリストの末尾に署名・押印すること。検査内容によってはチェックの入らない項目が生じるため、必ずしも満点になる必要はない。該当事例の検査内容とセルフチェック内容に大幅な相違が見られる場合、審査に影響するため注意すること。
- ⑤ 検査実施についての誓約書に記入・押印すること。
- ⑥ 最寄りの地域研究会代表者または当学会理事に人物確認書を記入してもらうこと。

代表者や理事と面識がない場合、地域研究会事務局もしくは当学会事務局に問い合わせること。

- ⑦ 当学会の大会、中央事例研究会、もしくは地域研究会が主催する事例研究会で、KABC-II をアセスメントに使用した事例についての発表を聴講し、聴講証明書を得ていること（1回）。
- ⑧ ⑤～⑦の各書類は、当学会員として承認された日付以降に発行されたものであること。

* KABC-II とは、K-ABC の第2版のことを指す。また、地域研究会とは、日本 K-ABC アセスメント学会と連携し、各地で K-ABC および KABC-II にかかわる研究・研修活動を行う団体のことである。

●中級検査者の条件

以下のすべての条件を満たす者。

- ① 既に、初級検査者としての資格認定がなされている者。
- ② 当学会が主催する、または地域研究会が主催する中級（アドバンスト）講習会を受講済みである者。
- ③ 5事例に対して、KABC-IIを実施した者。ただし、「就学前児」「小学生」「中学生」「中学卒業以降」の年齢帯のうち2つないし、それ以上にまたがり5事例検査実施すること。初級検査者資格認定の際に提出したものは別の事例とする。
- ④ 初級検査者資格認定以降に、当学会の大会、中央事例研究会、もしくは地域研究会が主催する事例研究会で、KABC-IIをアセスメントに使用した事例についての発表を聴講し、聴講証明書を得ていること（2回）。
- ⑤ 当学会の大会、中央事例研究会、もしくは地域研究会の事例研究会において、KABC-IIを実際に適用した事例に関して筆頭者として発表を行っていること（1回）。
- ⑥ 検査実施についての誓約書に記入・押印すること。

●上級検査者の条件

以下のすべての条件を満たす者。

- ① 既に、中級検査者としての資格認定がなされている者。
- ② 日本 K-ABC アセスメント学会が主催するワークショップを受講済みである者。
- ③ 中級検査者資格認定以降に、当学会の大会、中央事例研究会、もしくは地域研究会が主催する事例研究会で、KABC-IIをアセスメントに使用した事例についての発表を聴講し、聴講証明書を得ていること（2回）。
- ④ 中級検査者資格認定以降に、当学会の大会、中央事例研究会、もしくは地域研究会の事例研究会において、KABC-IIを実際に適用した事例に関して、筆頭者として発表を行っていること（1回）。
- ⑤ 学会誌に K-ABC や KABC-II をアセスメントに使用した事例や K-ABC や KABC-II に関する研究論文が掲載されていること（筆頭者）。ただし、『K-ABC アセスメント研究』については、名称が K-ABC アセスメント学会になった以降の巻（Vol.11～）への掲載とする。
- ⑥ 検査実施についての誓約書に記入・押印すること。

3. 講師の資格認定に関して

●講師（ベーシック）の条件

- ① 初級・中級・上級検査者資格を取得済みであること。
- ② 日本 K-ABC アセスメント学会が主催するエキスパート研修を受講済みであること。

- ③ 学会主催の初級（ベーシック）講習会のアシスタントを経験済みであること。
- ④ 検査実施についての誓約書に記入・押印すること。

●講師（アドバンスト）の条件

- ① 初級・中級・上級検査者資格を取得済みであること。
- ② 初級（ベーシック）講習会（本部、地域研究会主催）で講師として4回以上登壇済みであること。
- ③ 中級（アドバンスト）講習会のアシスタントを経験済みであること。

●ワークショップ講師の条件

- ① 初級・中級・上級検査者資格を取得済みであること。
- ② 初級（ベーシック）講習会で講師として登壇済みであること。
- ③ 中級（アドバンスト）講習会で講師として登壇済みであること。
- ④ ワークショップのアシスタントを経験済みであること。

4. その他

- ・講習会は、初級（ベーシック）を受講した後に、中級（アドバンスト）を受講する。
- ・ワークショップは、初級（ベーシック）講習会と中級（アドバンスト）講習会の両方を受講した後に、受講する。

（以上、平成 25 年 10 月，日本 K-ABC アセスメント学会 常任理事会承認）

（改訂，平成 28 年 3 月，日本 K-ABC アセスメント学会 常任理事会承認）

（改訂，平成 28 年 5 月，日本 K-ABC アセスメント学会 常任理事会承認）

（改訂，平成 29 年 1 月，日本 K-ABC アセスメント学会 常任理事会承認）

（改訂，平成 29 年 10 月，日本 K-ABC アセスメント学会 常任理事会承認）

（改訂，令和 7 年 3 月，日本 K-ABC アセスメント学会 常任理事会承認）